「焼却施設の維持管理に関する記録」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第八条の三第二項の規定により、次のように公表いたします。

令和８年 11 月 12 日

中讃広域行政事務組合　管理者　松永恭二

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）第四条の五の二第一項第一号の規定により、公表する事項は次の通りです。

（令和８年 10 月分）

（イ）　処分した一般廃棄物の量

10 月　3,707.50ｔ

（ロ）　第四条の五第一項第二号ト、リ及びヲの規定による測定に関する事項

①　当該測定を行った位置　　別添資料（１）のとおり

②　当該測定の結果の得られた年月日　　別添資料（２）のとおり

③　当該測定の結果　　別添資料（２）のとおり

（ハ）　第四条の五第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日

・冷　却　設　備　　ボイラ設備の除じんはボイラスートブロワにより通常運転時毎日実施する。

・排ガス処理設備　　ろ過式集じん器の除じんは空気式自動洗浄装置により通常運転時毎日実施する。

（ニ）　第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項

①　当該測定に係る排ガスを採取した位置　　別添資料（１）のとおり

②　当該測定に係る排ガスを採取した年月日　　別添資料（３）のとおり

③　当該測定の結果の得られた年月日　　別添資料（３）のとおり

④　当該測定の結果　　別添資料（３）のとおり